

## ■ 外国証券情報 ■

東海東京証券作成  
作成日： 2022年6月8日  
管理コード： OF517-1-202206

### <1. 発行者情報>

- |                          |                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1) 発行者の名称:              | HSBCホールディングス<br>HSBC Holdings plc |
| (2) 発行者の本店所在地:           | 外国会社報告書をご参照ください                   |
| (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年: | 英国法、公開有限責任会社、1959年                |
| (4) 決算期:                 | 外国会社報告書をご参照ください                   |
| (5) 事業の内容:               | 外国会社報告書をご参照ください                   |
| (6) 経理の概要:               | 外国会社報告書をご参照ください                   |
| (7) 保証を行なっている親会社に関する事項:  | 該当なし                              |

<外国会社報告書の開示書類を閲覧するホームページ>

EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)

『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』

URL: <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>

<発行者またはこれに準ずるものにより公表されているホームページ>

URL: <https://www.hsbc.com/>

### <2. 証券情報>

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| (1) 有価証券の種類及び名称:      | HSBCホールディングス発行 2025年12月9日満期 4.180% 米ドル建無担保社債  |
| (2) 発行地及び上場・非上場の区分:   | グローバル債、ニューヨーク証券取引所に上場   |
| (3) 発行日:              | 2022年6月9日   |
| (4) 発行額:              | 12億5,000万米ドル (2022年6月現在)  |
| (5) 利率及び利払金の決定方法:     | ①固定金利期間:2022年6月9日から2024年12月9日まで<br>年率4.180%(30/360,unadjusted)<br>②変動金利期間:2024年12月9日から2025年12月9日まで<br>3ヶ月SOFRレート+1.510%(ACT/360,adjusted,後決め)   |
| (6) 利払日:              | ①固定金利期間:初回2022年12月9日、以降毎年6月、12月の9日(年2回)<br>②変動金利期間:2025年3月9日、6月9日、9月9日、12月9日  |
| (7) 償還期限:             | 2025年12月9日  |
| (8) 償還金額及び償還金の決定方法:   | 額面金額で満期償還。<br><br>2022年12月9日以降2024年12月9日までは(もしくは2022年6月9日以降に追加発行する場合、その6か月後から)、額面金額もしくは2024年12月9日までのキャッシュフローを同年限の米国債利回り+0.25%で現在価値に割り引いた金額のいずれか高い方の金額に償還日までの経過利息を付した金額で期限前償還させることができる。<br>また、2024年12月9日に額面金額に償還日までの経過利息を付した金額で償還させることができる。<br>損失吸収欠格事由や税務事由が発生した場合、いつでも額面金額に償還日までの経過利息を付した金額で償還させることができる。 |
| (9) 受託会社又は預託機関:       | DTC、ユーロクリア、クリアストリーム   |
| (10) 担保又は保証に関する事項:    | 無担保、無保証   |
| (11) 他の債務との弁済順位の関係:   | 本債券は、発行者の無担保・非劣後債務と同順位に位置づけられる。   |
| (12) 発行、支払及び償還に係る準拠法: | ニューヨーク州法  |

<3.証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容>

該当なし

※本情報は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令に従って作成されたものであり、当該証券に関する完全な情報が記載されているものではありません。